川越市墓地等の経営の許可等に関する条例の一部改正(素案) の概要について

平成 2 5 年 1 0 月 保健医療部 食品·環境衛生課

1 改正の趣旨

本市では、川越市墓地等の経営の許可等に関する条例により、必要な 基準や手続等を規定し、許可等の事務を行っています。

このたび、市内の実情を踏まえ、川越市墓地等の経営の許可等に関する条例を一部改正し、墓地等の設置場所等の基準を見直そうとするものです。

2 改正の内容

(1) 墓地と住宅等との距離について

墓地と住宅等との距離について、「100メートル以上離れていること」としている基準を、「150メートル以上離れていること」に改めようとするものです。

(2) 墓地に接続する道路の幅員について

墓地及び附属の駐車場の入口が幅員 6 メートル (墓地の区域が 1 0,0 0 0 平方メートル以上の場合にあっては、9 メートル)以上の道路に接続していることを新たに基準に設けようとするものです。

3 施行予定日

平成26年4月1日